

平成20年7月26日

県境再生対策室

## 廃棄物本格撤去計画書及び同マニュアルの修正について

平成18年11月に策定した「廃棄物本格撤去計画書」については、去る5月24日に開催した第22回協議会において、単位体積重量の見直しに伴う年度毎の撤去対象量の修正を協議したところですが、同計画に基づき平成19年5月に策定した「廃棄物本格撤去マニュアル」を含め、所要の整理を行ったので報告します。

### 1 廃棄物本格撤去計画書の主な修正内容（詳細は別紙1「本格撤去計画書新旧対照表」のとおり）

#### （1）単位体積重量の見直しに伴う修正

- ・平成19年度以降の本格撤去対象廃棄物量を「575,000 t」から「901,400 t（⑲実績量51.4千t＋⑳以降計画量850.0千t）」へ修正
- ・上記修正に連動し、標高毎の廃棄物撤去量を見直すことにより、標高440m以上の撤去完了時期を「平成20年度頃」から「平成21年度頃」に修正

#### （2）新たに契約した処理施設の反映

- ・現時点の県境産廃受入施設を「2施設」から「4施設」に修正

### 2 廃棄物本格撤去マニュアルの主な修正内容（詳細は別紙2「本格撤去マニュアル修正箇所」のとおり）

#### （1）単位体積重量の見直しに伴う修正

※廃棄物本格撤去計画書の修正と同様

#### （2）新たに契約した処理施設の反映

- ・新たに契約した施設の名称及び運搬ルート図を追加